

令和4年8月22日

自民党看護問題小委員会
委員長 田村 憲久 様

日本看護職副院長連絡協議会
会長 田淵 典子



要望書

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関を対象に、補助金の支給や診療報酬対応の決定がされました。対象医療機関の限定はあるものの、補助金及び診療報酬による看護職員の賃金増のための措置は、2022年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」により「職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引きあがり、必要な人材が確保されること等を目指して、現場で働く方々のさらなる処遇改善に取り組んでいく」の方針のもと行われました。このことは、看護職員の処遇改善の大きな一歩であると実感しております。このことについて、当協議会では会員に対しアンケート調査を実施し各施設の実情を把握致しました。その結果、現在示されている内容について、対象医療機関の限定等により、本来の処遇改善の主旨があいまいになっているという意見が多くありました。

厳しい職務内容に収入が見合っていない、キャリアを積み重ねても、他の医療職に比べ給与の支給額の伸び率が低いという看護職の処遇の積年の課題に向け、全ての職場における看護職員の処遇改善の実現のため、以下2点につきまして必要な予算等が確保されますよう、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要望事項

1. 全ての職場における看護職員の賃金水準、賃金体系の抜本的な処遇改善の実現
2. 看護職員の処遇改善の必要性についての国民の理解促進

1. 全ての職場における看護職員の賃金水準、賃金体系の抜本的な処遇改善の実現

本来の看護師の処遇改善の主旨に則り、すべての看護職に対しての処遇改善策が打ち出されるよう、対象拡大に向けた活動と給与表の適正化を目指していただけることをお願いしたい。

人員確保が困難な地方や中小規模の回復期・慢性期病院の病院では、看護の質を担保するため限られた人員の中で日々奮闘している現状であり、公平性をもって処遇改善が継続して検討され安定した財源確保ができる仕組みを希望している。

同時に、看護専門職としての資質の向上を図り、各施設で働く看護職の能力格差の是正は、大きな課題として当協議会としても受け止めたうえでの意見である。

2. 看護職員の処遇改善の必要性についての国民の理解促進について

この度の看護師の処遇改善の措置においては、短期間での判断を要し、本来の主旨が施設内で正確に共有されず、主旨とは異なる職種にまで補助金の分配がされていた施設もあった。施設内における共通理解を深めるためには、看護管理者自身が政策の意図を十分理解し、説明したうえで推進しなければならないと考えている。

しかし、10月以降の診療報酬の対応では患者負担が増すことになることから、国民に向けた丁寧な説明の必要性があると認識している。

8月10日付けで中医協から「看護職員処遇改善評価料」の新設が示され、患者にとっては最大3400円/日の入院料の負担が増加することになることから、2022年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」を踏まえ、国民の理解の促進に支援をお願いしたい。